

重要事項説明書

(令和6年4月1日現在)

1. 事業者の概要

事業者（法人）名	株式会社メディカル・アート			法人種別	営利法人
代 表 者	役職名	代表取締役	氏 名	山添 明	
所 在 地 電 話 番 号	住所 〒177-0041 東京都練馬区石神井町 5-3-22 TEL 03-5372-5783				
事 業 内 容	建築事業、模型店事業、介護・看護事業、一般乗用旅客自動車運送事業				
法人の沿革・特色	1995年8月に有限会社として設立、2005年5月に株式会社に登記変更				
法人が所有する 事業所の種類	訪問介護事業所、通所介護事業所、居宅介護支援事業所、建築事業所、模型店、定期巡回随時対応型訪問介護看護事業所、夜間対応型訪問介護事業所、訪問看護事業所、介護タクシー事業所				

2. 事業所の概要

事業所の名称	定期巡回めぐみの会練馬				
所 在 地 電 話 番 号	住所 〒176-0024 練馬区中村 3-5-10 第二メディカルビル 201 TEL 03-5848-4402				
事業所番号	1392001325 (東京都知事)	指定取得日	2023年12月1日		
管 理 者 名	山添 友香梨				
事業の目的	日常生活を営むことが困難になった要介護者に対して、介護福祉士や看護師等が自宅に赴き、身体介護や生活支援、療養上の世話をを行う。				
運営の方針	ご利用者が可能な限り、居宅において自立した生活を営むことができるよう、ご利用者やご家族の身体的、精神的負担の軽減に努める。				

3. 事業所の職員体制

職 種	常 勤	非常勤	資 格 等
管 理 者	1		看護師、介護福祉士、介護支援専門員
計画担当責任者	4	1	介護福祉士
介護職員	4	1	介護福祉士、ヘルパー1級、2級、基礎研修修了者、准・正看護師
オペレーター	4	1	介護福祉士、准看護師、看護師

4. 事業の実施地域

実 施 地 域	練馬区全域
---------	-------

5. 営業日時

営 業 日 時	月～金 9:00～18:00 ただし、国民の休日及び12月31日から1月3日までを除く
---------	---

6. サービス提供の時間帯

24時間365日

7. サービスの内容 契約内容に応じ以下のサービスを提供します。

内容

- ① オペレーションセンターサービス
- ② 随時訪問サービス
- ③ 定期訪問サービス

8. 利用料金

定期巡回随時対応型訪問介護看護料（自己負担1割～3割）は介護度により異なります。通所介護を利用される日は減算になります。

<介護保険訪問介護看護料金表>

要介護度	訪問介護のみ利用	負担金額		
		1割	2割	3割
要介護1	5,446 単位	6,209 円	12,417 円	18,626 円
要介護2	9,720 単位	11,081 円	22,162 円	33,243 円
要介護3	16,140 単位	18,400 円	36,800 円	55,199 円
要介護4	20,417 単位	23,276 円	46,551 円	69,826 円
要介護5	24,692 単位	28,149 円	56,298 円	84,447 円

要介護度	訪問介護と訪問看護を利用	負担金額		
		1割	2割	3割
要介護1	7,946 単位	9,059 円	18,117 円	27,176 円
要介護2	12,413 単位	14,151 円	28,302 円	42,453 円
要介護3	18,948 単位	21,601 円	43,202 円	64,803 円
要介護4	23,358 単位	26,629 円	53,257 円	79,885 円
要介護5	28,298 単位	32,260 円	64,520 円	96,780 円

	夜間訪問型	負担金額		
		1割	2割	3割
基本夜間	989 単位	1,128 円	2,255 円	3,383 円
定期巡回費	372 単位	424 円	848 円	1,272 円
随時訪問Ⅰ	567 単位	647 円	1,293 円	1,939 円
随時訪問Ⅱ	764 単位	871 円	1,742 円	2,613 円

加算

初期加算(30日間)	30単位(1日)
総合マネジメント体制強化加算 I	1,200単位(月)
サービス提供体制強化加算(I)	750単位(月)
市町村独自加算 10	500単位(月)
市町村独自加算 6	300単位(月)
介護職員処遇改善加算 I	所定単位×24.5%

- ① 月途中からの利用開始や、月途中での利用中止、ショートステイ利用時は日割り日額を乗じた利用料となります。また、ショートステイ入所日、介護施設入所日につきましては、介護保険料の算定が出来ない為、サービスのご利用は出来ません。ご利用希望の際には、別途自費にて対応させていただきます。
(自費利用：60分以内の1回の訪問につき、ヘルパー3,600円、看護師7,000円、いずれも税別)
- ② 月途中の入院の場合、月途中の退院の場合は日割りにはならず包括算定となります。
- ③ ケアコール端末は事業所から貸し出します。通話料は利用者負担となります。
ケアコール端末機の故障・紛失・水没等については、利用者の故意又は過失に起因するものに関しては利用者負担となります、それ以外の故障や電池交換については、事業者の負担となります。(税別価格、本体52,000円 ペンダント7,000円)

9. サービス提供の流れ

受 付	利用者、介護支援専門員、地域包括支援センター、病院からの電話や来所による受け付けをします
契約・承諾	管理者または計画担当責任者による訪問日時調整を行います 制度利用について説明(介護保険制度)し契約を行います
訪問時の挨拶	利用者在宅の確認、他のサービスの把握、福祉サービスの把握
アセスメント	本人・家族の状態把握、心身の機能状態の評価、介護の不安、特別事項の確認 利用者の希望する訪問曜日・時間の確認
計画書作成と承諾	① 居宅サービス計画書の確認を行います ② 訪問介護看護計画書の作成とその承諾を行います
連携調整	主たる介護者との連携調整を行います 利用者を担当する居宅介護支援事業者・そのほかのサービス事業者との連携調整を行います
介護の開始	利用者宅に計画担当責任者並びに担当ヘルパーが訪問し、訪問介護看護計画書を説明します 利用者の状態が変更された場合は、速やかにケアマネージャーに報告します。 管理者は適宜訪問し、提供している内容、本人の心身の状態、家族の状況等の確認をします
計画の変更	介護の内容変更が必要と判断した時は、担当する介護支援専門員に連絡し介護内容変更の依頼申請をします
終了	居宅サービス計画、訪問介護計画の達成により終了の手続きをとります。または、利用者・ご家族の希望により訪問介護看護の契約を解約することによる終了もあります

10. 緊急時・事故発生時の対応方法

急な病状の変化や緊急時、事故等発生時には、利用者の主治医、救急隊、緊急連絡先（ご家族等）、介護支援専門員、練馬区等に連絡し、必要な措置を講じます。また、賠償すべき事故が発生した場合は、当社が加入している損害保険会社にて対応いたします。

主治医	氏名	
	連絡先	
緊急連絡先	氏名	
	連絡先	

※救急車同乗は原則行いません。

11. サービスの特徴など

事 項	有無	備 考
男性ヘルパーの有無	有	夜間帯は男性職員の対応になります。
従業員への研修の実施	有	2ヶ月に1回全体研修があります
サービスマニュアルの作成	有	あり
ホームヘルパーの変更の可否	無	固定のヘルパーではありません
介護・医療連携推進会議	有	年2回（6月、12月）

12. 虐待の防止について

- ① 事業所は人権の擁護・虐待等の防止のため、次の措置を講じます。
 - (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
 - (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
 - (3) その他、従業者が支援に当たっての悩みや苦勞を相談できる体制を整え、従業者が利用者等の権利擁護に取り組める環境づくりに努めるほか、自ら必要な措置を講じるものとします。
- ② 事業所はサービス提供中に、当該事業所従業者等による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを区市町村に通報します。

13. 合鍵の管理方法及び紛失した場合の対処方法

- ① 指定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業の提供の開始に際しては、随時訪問サービス等の緊急時の対応に支障がないよう、利用者又はその家族の了承のもと、利用者の居宅の合鍵を作って頂きます。
- ② 事業所より、合鍵を保管するキーボックスを貸し出し、利用者又はその家族に確認し所定の場所に取り付けます。事業所が管理する場合は、利用者又はその家族に対し事前に文書で説明した上で、その内容に同意する旨の文書に署名を受けます。
- ③ 事業所が合鍵を管理する場合は、責任者を定めて、使用時以外は施錠された保管庫に保管し、管理簿を設けて記録します。
- ④ 事業所が合鍵を紛失した場合は、速やかに利用者への連絡を行うとともに、所管の警察署への届出等必要な措置を行います。また、合鍵を紛失したことにより利用者が居宅の鍵の変更を希望する場合は、事業所がその費用を負担します。

14. 情報開示

事業所の概要・サービス内容等について、定期的に事業自己評価を行います。

15. サービス内容及び個人情報取り扱い等に関する苦情・相談、キャンセル連絡について

下記の窓口にご連絡ください。

【事業者の窓口】 定期巡回めぐみの会練馬	〒176-0024 練馬区中村 3-5-1 第二メディカルビル 201 受付時間：9：00～18：00(月～金) 担当：山添友香梨	TEL 03-5848-4402
【行政の窓口】 練馬区役所	〒176-8501 東京都練馬区豊玉北 6-12-1 受付時間：8：30～17：15 担当：介護保険課	TEL 03-3993-1111(代表)
地域包括支援センター	別紙参照	
練馬区保健福祉サービス 苦情調整委員事務局	東京都練馬区豊玉北6-12-1 西庁舎3階	TEL 03-3993-1344
国保連合会介護相談窓口	東京都千代田区飯田橋3-5-1	TEL 03-6238-0177(代表)
東京都社会福祉協議会	東京都新宿区神楽河岸 1-1	TEL 03-3268-7171

16. 第三者評価

第三者評価実施の有無 [有 ・ 無]

実施した年月日	実施した評価機関の名称	評価結果の開示

17. その他

- ① 交通事情によりサービス時間が多少前後することがございますがご了承ください。
- ② サービス期間中、当事業所のヘルパーが同行研修する場合がございますのでご了承ください。
- ③ 誠に恐縮ではございますが、お茶・お菓子などのお心遣いはご遠慮下さい。
- ④ 車での巡回訪問のため、駐車スペースの確保若しくは、駐車可能なスペースをお知らせください。
- ⑤ 入院等により 2 か月以上ご利用のない場合は、再開時改めて相談の上、ご利用曜日等を決めさせていただきますこととなります。

指定定期巡回随時対応型訪問介護看護サービス・訪問看護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

説明日 令和 年 月 日 説明者

【事業者】	所在地	〒176-0024 練馬区中村 3-5-10 第二メディカルビル 201
	事業所(法人)名	株式会社 メディカル・アート
	代表者名	代表取締役 山添 明
	事業所名	定期巡回めぐみの会練馬

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定定期巡回随時対応型訪問介護看護サービスの提供開始に同意しました。

【利用者】	氏 名	

【代理人】	氏 名	(続柄:)

個人情報の取得および利用に関する同意書（ご本人様）

私、およびその家族の個人情報については、次に記載するところにより必要最小限の範囲内で使用することに同意します。

1 使用する目的・範囲

【介護・看護サービスの利用者への介護・看護の提供に必要な利用目的】

- ・介護保険事務
- ・介護サービスの利用者に係る事業所等の管理運営業務（サービス利用に係る入退所等の管理、会計・経理、事故などの報告、当該利用者の介護サービスの向上）
- ・サービス担当者会議での情報提供、照会への回答
- ・家族等への心身状況の説明
- ・介護保険請求及び支払事務（審査支払機関へのレセプトの提出、審査支払機関または保険者からの照会への回答）
- ・損害賠償保険などに係る保険会社などへの相談または届出等
- ・緊急時の医療機関への情報提供

【上記以外の利用目的】

- ・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
- ・介護保険施設等において行われる学生の実習への協力

2 条件

- ① 個人情報の提供は必要最小限とし、提供にあたっては関係者以外のものに漏れる事のないよう細心の注意を払うこと。
- ② 個人情報を使用した会議、相手方、内容等の経過を記録しておくこと。

令和 年 月 日

事業所名：定期巡回めぐみの会 殿

説明者： _____

利用者 住所： _____

氏名： _____

代理人 住所： _____

氏名： _____

続柄（利用者との関係） _____

個人情報の取得および利用に関する同意書（ご家族様）

私、およびその家族の個人情報については、次に記載するところにより必要最小限の範囲内で使用することに同意します。

1 使用する目的・範囲

【介護・看護サービスの利用者への介護・看護の提供に必要な利用目的】

- ・介護保険事務
- ・介護サービスの利用者に係る事業所等の管理運営業務（サービス利用に係る入退所等の管理、会計・経理、事故などの報告、当該利用者の介護サービスの向上）
- ・サービス担当者会議での情報提供、照会への回答
- ・家族等への心身状況の説明
- ・介護保険請求及び支払事務（審査支払機関へのレセプトの提出、審査支払機関または保険者からの照会への回答）
- ・損害賠償保険などに係る保険会社などへの相談または届出等
- ・緊急時の医療機関への情報提供

【上記以外の利用目的】

- ・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
- ・介護保険施設等において行われる学生の実習への協力

2 条件

- ① 個人情報の提供は必要最小限とし、提供にあたっては関係者以外のものに漏れる事のないよう細心の注意を払うこと。
- ② 個人情報を使用した会議、相手方、内容等の経過を記録しておくこと。

令和 年 月 日

事業所名：定期巡回めぐみの会練馬 殿

説明者： 美

ご家族代表

住所： _____

氏名： _____

続柄（利用者との関係） _____

介護・看護を受けている療養者様へ

緊急時はオペレーターが電話による相談を受け、必要に応じて緊急訪問して対応します。連絡は次の方法で行ってください。

営業時間：月～金

午前 9：00～午後 6：00

事業所電話：03-5848-4402

※事務的なお電話は上記時間帯にお願い致します。

営業時間外・夜間・土・日・祝日・年末年始

緊急コール対応

事業所電話：03-5848-4402

参考

東京消防庁 救急相談センター 24時間年中無休

番号 #7119

救急車を呼んだほうがいいのかどうか迷ったら電話を してください。

- ★留守番電話になっている場合は、お名前・メッセージを入れて下さい。後ほどこちらからご連絡いたします。
- ★営業時間外は転送電話にて対応しております。
- ★交通事情や、緊急対応等で、訪問時間が 10 分程度、遅れたり、早まったりする場合もございます。大幅な時間変更は事前にご連絡します。

別紙

練馬圏域 地域包括支援センター 連絡先一覧

名称	住所	連絡先	対象地域
第2育秀苑	羽沢 2-8-16	03-5912-0523	旭丘、小竹町、羽沢、栄町
桜台	桜台 1-22-9	03-5946-2311	桜台
豊玉	豊玉南 3-9-13	03-3993-1450	豊玉中、豊玉南
練馬	練馬 2-24-3	03-5984-1706	練馬
練馬区役所	豊玉北 6-12-1	03-5946-2544	豊田上、豊玉中
中村橋	貫井 1-9-1	03-3577-8815	貫井、向山
中村かしわ	中村 2-25-3	03-5848-6177	中村、中村南、中村北